福山市放課後児童クラブにおける
入退室管理システム提供業務選定委員会設置要綱

（目的及び設置）

第１条　福山市放課後児童クラブにおける入退室管理システム提供業務業者（以下「委託業者」という。）の適正な選定を行うため、福山市放課後児童クラブにおける入退室管理システム提供業務選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

（１）評価方法及び評価基準（評価項目、点数配分等）の審査に関すること。

（２）提案の審査及び評価に関すること。

（３）結果の公表方法に関すること。

（４）前３号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員５人をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

（１）保健福祉局ネウボラ推進部保育担当部長

（２）保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課主幹

（３）保健福祉局ネウボラ推進部保育指導課長

（４）学校教育部教育推進課長

（５）総務局総務部ＩＣＴ推進課システム整備担当課長

（委員長）

第４条　委員会に、委員長１人を置く。

２　委員長は、保健福祉局ネウボラ推進部保育担当部長をもって充てる。

３　委員長は、会務を総理する。

４　委員長に事故があるときは、保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課長がその職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

５　委員会の会議は、非公開とする。

（持ち回り審議）

第６条　委員会は、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができないときには、書類の持ち回りの方法により、各委員の表決を求めることができる。

２　前項の場合において、前条第２項の規定の適用については、表決に参加した者を出席した者とみなす。

（委員会の庶務）

第７条　委員会の庶務は、保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課において処理する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この要綱は、２０２６年（令和８年）１１月１２日から施行し、福山市放課後児童クラブにおける入退室管理システム提供業務に係る委託業者が決定したときに、その効力を失う。